

上野原市旅費等の特例に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

上野原市長

上野原市条例第 2 号

上野原市旅費等の特例に関する条例

(特別職の職員で非常勤のものの費用弁償の特例)

第 1 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に本市の特別職の職員で非常勤のものが職務を行うために旅行した場合の費用弁償の支給については、上野原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年上野原市条例第 5 4 号）第 4 条及び別表第 2 の規定にかかわらず、日当は支給しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長、副市長及び教育長の旅費の特例)

第 2 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に市長、副市長及び教育長が公務のために旅行した場合の旅費の支給については、上野原市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成 1 7 年上野原市条例第 5 7 号）第 7 条及び別表の規定にかかわらず、日当は支給しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員等の旅費の特例)

第 3 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 4 条第 1 項に規定する地方公務員であって市に勤務するものが公務のために旅行した場合の旅費の支給については、上野原市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年上野原市条例第 6 2 号）第 9 条第 1 項及び別表の規定にかかわらず、日当は支給しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(上野原市旅費等の特例に関する条例の廃止)
- 2 上野原市旅費等の特例に関する条例（令和7年上野原市条例第2号）は、廃止する。